

改正	平成12年3月24日条例第21号 平成12年10月17日条例第67号 平成12年12月26日条例第78号 平成13年2月6日条例第5号 平成13年6月1日条例第35号 平成13年10月19日条例第56号 平成13年12月28日条例第69号 平成14年3月29日条例第22号 平成14年7月12日条例第46号 平成14年12月27日条例第73号 平成15年4月18日条例第48号 平成15年10月21日条例第67号 平成16年3月30日条例第19号 平成16年8月10日条例第43号 平成17年1月21日条例第2号 平成17年3月29日条例第28号 平成17年7月22日条例第78号 平成18年3月31日条例第16号 平成18年7月21日条例第49号 平成19年3月20日条例第17号 平成19年10月19日条例第48号 平成19年12月25日条例第64号 平成20年4月28日条例第30号 平成20年12月26日条例第58号 平成21年3月31日条例第44号 平成21年7月17日条例第60号 平成21年12月28日条例第96号 平成22年3月30日条例第29号 平成22年8月3日条例第54号 平成22年10月22日条例第66号 平成22年12月28日条例第78号 平成23年6月10日条例第27号 平成23年10月21日条例第41号 平成24年3月30日条例第17号 平成24年4月27日条例第37号 平成25年1月11日条例第29号 平成25年7月9日条例第89号 平成26年3月28日条例第17号 平成26年7月15日条例第42号 平成26年10月21日条例第53号 平成27年3月20日条例第14号 平成27年3月31日条例第55号 平成27年10月20日条例第78号 平成28年3月29日条例第21号 平成28年7月1日条例第56号 平成28年12月27日条例第79号	平成12年6月20日条例第52号 平成12年11月28日条例第73号 平成13年2月6日条例第4号 平成13年3月27日条例第21号 平成13年7月13日条例第45号 平成13年11月27日条例第60号 平成14年2月5日条例第4号 平成14年5月10日条例第38号 平成14年12月27日条例第66号 平成15年3月20日条例第19号 平成15年7月22日条例第53号 平成15年12月26日条例第81号 平成16年5月7日条例第40号 平成16年12月28日条例第78号 平成17年1月21日条例第3号 平成17年5月10日条例第72号 平成17年12月27日条例第110号 平成18年4月28日条例第44号 平成18年12月28日条例第80号 平成19年7月13日条例第40号 平成19年10月23日条例第58号 平成20年3月31日条例第15号 平成20年7月22日条例第39号 平成21年3月31日条例第39号 平成21年4月28日条例第46号 平成21年10月16日条例第79号 平成22年3月26日条例第10号 平成22年8月3日条例第48号 平成22年8月6日条例第58号 平成22年10月22日条例第68号 平成23年3月22日条例第9号 平成23年9月6日条例第37号 平成23年12月27日条例第49号 平成24年3月30日条例第35号 平成24年10月23日条例第52号 平成25年3月29日条例第61号 平成25年12月27日条例第114号 平成26年5月13日条例第36号 平成26年8月29日条例第49号 平成26年12月26日条例第69号 平成27年3月31日条例第53号 平成27年8月4日条例第67号 平成27年12月28日条例第87号 平成28年3月29日条例第22号 平成28年10月21日条例第66号 平成29年3月31日条例第20号
----	---	---

事務処理の特例に関する条例をここに公布する。

事務処理の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し必要な事項を定め、もって市町村が処理する事務の範囲等の拡大を図ることを目的とする。

(市町村との調整)

第2条 県は、知事の権限に属する事務について調査及び検討し、市町村が処理することが適当と認められる場合には、その事務をできる限り市町村が処理することとするよう市町村との調整に努めるものとする。

2 市町村の長から県に対し、当該市町村が処理することとするよう要請があった知事の権限に属する事務についても、前項と同様とする。

(市町村が処理する事務の範囲等)

第3条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成12年3月24日条例第21号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月20日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年10月17日条例第67号）

この条例は、平成12年11月1日から施行する。

附 則（平成12年11月28日条例第73号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成12年12月26日条例第78号）

この条例中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年2月6日条例第4号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年2月6日条例第5号）

この条例は、平成13年3月1日から施行する。

附 則（平成13年3月27日条例第21号）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、別表139の項の改正規定（「横須賀市、平塚市、」を削る部分を除く。）は、この条例の公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成13年5月規則第85号で、同13年5月18日から施行）

2 別表139の項(16)の改正規定の施行の際現にされている確認の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成13年6月1日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年7月13日条例第45号）

この条例は、平成13年7月16日から施行する。

附 則（平成13年10月19日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年11月27日条例第60号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月28日条例第69号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年2月5日条例第4号）

この条例は、平成14年3月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日条例第22号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年5月10日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年7月12日条例第46号）

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成14年8月規則第83号で、同14年10月1日から施行）

附 則（平成14年12月27日条例第66号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月27日条例第73号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月20日条例第19号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表5の項から7の項までの改正規定及び同表16の2の項の次に加える改正規定は、同月16日から施行する。

附 則（平成15年4月18日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年7月22日条例第53号）

この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定（次号及び第3号に掲げる改正規定を除く。） 公布の日
- (2) 第1条中事務処理の特例に関する条例別表62の項の改正規定 平成15年7月30日
- (3) 第1条中事務処理の特例に関する条例別表50の項の改正規定 平成15年9月1日
- (4) 第2条の規定 平成15年10月1日

附 則（平成15年10月21日条例第67号）

この条例は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成15年12月26日条例第81号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表1の項の次に加える改正規定は、この条例の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成16年1月規則第2号で、同16年1月29日から施行）

附 則（平成16年3月30日条例第19号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成16年5月7日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年8月10日条例第43号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。ただし、別表31の項の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月28日条例第78号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月21日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年1月21日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月29日条例第28号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表129の項の改正規定（「茅ヶ崎市」の次に「、逗子市」を加える部分に限る。）、同表158の項の改正規定（「茅ヶ崎市」の次に「、逗子市」を加える部分に限る。）及び同表159の項の改正規定は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年5月10日条例第72号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年7月22日条例第78号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月27日条例第110号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表17の項、18の項、22の項、26の項、121の項及び155の項の改正規定は、同年3月20日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第16号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表59の2の項、60の項及び104の項の改正規定は同年6月1日から、同表91の項、129の項、158の項及び159の項の改正規定は同年10月1日から施行する。

附 則（平成18年4月28日条例第44号）

この条例は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成18年7月21日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表136の項の改正規定は、この条例の公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成18年9月規則第98号で、同18年9月30日から施行）

附 則（平成18年12月28日条例第80号）

この条例は、平成19年3月11日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第17号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表31の2の項の改正規定（「第21条の9の6」を「第21条の5」に改める部分に限る。）及び同表91の2の項の改正規定は公布の日から、同表16の3の項の改正規定は同月16日から施行する。

附 則（平成19年7月13日条例第40号）

この条例は、平成19年8月1日から施行する。ただし、別表4の項及び22の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月19日条例第48号）

この条例は、平成19年11月30日から施行する。ただし、別表35の項の改正規定は、同年10月20日から施行する。

附 則（平成19年10月23日条例第58号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月25日条例第64号）

この条例中、第1条の規定は公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。

（平成19年12月規則第120号で、同19年12月28日から施行）

附 則（平成20年3月31日条例第15号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月28日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年7月22日条例第39号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。ただし、別表16の3の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月26日条例第58号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表106の項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第39号）

この条例は、平成21年6月1日から施行する。ただし、別表158の項及び159の項の改正規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成21年10月規則第76号で、同22年5月1日から施行)

附 則 (平成21年3月31日条例第44号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月28日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年7月17日条例第60号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年10月16日条例第79号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成21年12月規則第94号で、同21年12月15日から施行)

附 則 (平成21年12月28日条例第96号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日条例第10号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成22年5月規則第71号で、同22年5月15日から施行)

附 則 (平成22年3月30日条例第29号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年8月3日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年8月3日条例第54号)

この条例は、平成22年11月1日から施行する。

附 則 (平成22年8月6日条例第58号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表13の項の改正規定は、同年8月10日から施行する。

附 則 (平成22年10月22日条例第66号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年10月22日条例第68号)

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成23年3月規則第11号で、同23年4月1日から施行)

附 則 (平成22年12月28日条例第78号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月22日条例第9号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表17の項の改正規定は同年7月1日から、同表158の項の改正規定は同年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年6月10日条例第27号)

この条例は、平成23年8月2日から施行する。

附 則 (平成23年9月6日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年10月21日条例第41号)

この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成24年5月規則第64号で、同24年7月1日から施行)

附 則 (平成23年12月27日条例第49号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表46の項の改正規定(「昭和26年法律第45号。」を削る部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日条例第17号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表35の項の改正規定 公布の日

(2) 別表93の4の項の改正規定 平成24年6月1日

(3) 別表23の項、25の項から29の項まで、30の2の項及び31の項の改正規定 公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日

(平成24年3月規則第28号で、平成24年10月1日から施行。ただし、別表27の項の改正規定(同項(22)から(28)までを削る部分((22)に係る部分を除く。))に限る。)は平成24年4月1日から施行)

附 則(平成24年3月30日条例第35号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月27日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年10月23日条例第52号)

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成25年2月規則第8号で、同25年7月1日から施行)

附 則(平成25年1月11日条例第29号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表27の項、45の2の項及び91の項の改正規定は公布の日から、同表2の2の項の改正規定は同年3月15日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第61号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表37の項、59の2の項、104の項及び120の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年7月9日条例第89号)

この条例は、平成25年9月1日から施行する。ただし、別表1の4の項の次に加える改正規定、同表中2の2の項を2の3の項とし、2の項の次に加える改正規定、同表3の項の次に加える改正規定、同表中4の5の項を4の6の項とし、4の4の項を4の5の項とし、4の3の項を4の4の項とし、4の2の項の次に加える改正規定、同表31の4の項を削る改正規定、同表32の項の改正規定、同表45の2の項を削る改正規定、同表54の項及び55の項の改正規定並びに同表91の項を削り、同表中91の2の項を91の項とし、91の3の項を91の2の項とする改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月27日条例第114号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表59の2の項の改正規定は公布の日から、同表2の3の項の改正規定及び次項の規定は公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成26年2月規則第4号で、同26年3月20日から施行)
- 2 別表2の3の項の改正規定の施行の日前に申請された一般旅券の記載事項の訂正に係る事務については、改正前の同項の規定の例により、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町が処理するものとする。

附 則(平成26年3月28日条例第17号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表4の6の項の改正規定及び同表4の7の項の改正規定(同項右欄中「横須賀市」を「川崎市及び横須賀市」に改める部分を除く。)は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成26年3月規則第36号で、同26年4月1日から施行)

附 則(平成26年5月13日条例第36号)

この条例は、平成26年6月12日から施行する。

附 則(平成26年7月15日条例第42号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、別表13の項及び53の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年8月29日条例第49号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成26年10月21日条例第53号)

この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 平成26年11月25日
- (2) 第2条中事務処理の特例に関する条例別表53の項の改正規定 平成27年1月1日
- (3) 第2条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。) 公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日

(平成27年3月規則第19号で、同27年4月2日から施行)

附 則(平成26年12月26日条例第69号)

この条例中、第1条及び第3条の規定は平成27年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日条例第14号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表90の4の項及び93の3の項を削る改正規定は、同年5月31日から施行する。

附 則(平成27年3月31日条例第53号)

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日条例第 55 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 8 月 4 日条例第 67 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 20 日条例第 28 号）

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 28 日条例第 87 号）

この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1）第 1 条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。） 平成 28 年 4 月 1 日

（2）第 1 条中事務処理の特例に関する条例別表 97 の項の改正規定 平成 28 年 6 月 1 日

（3）第 2 条の規定 平成 28 年 8 月 1 日

附 則（平成 28 年 3 月 29 日条例第 21 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日条例第 22 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 7 月 1 日条例第 56 号）

この条例は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 21 日条例第 66 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表 4 の 2 の項(2)の改正規定は、公布の日から起算して 8 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成 28 年 12 月規則第 107 号で、同 29 年 4 月 1 日から施行）

附 則（平成 28 年 12 月 27 日条例第 79 号）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 53 の項の改正規定（「及び川崎市」を削る部分に限る。）及び同表 65 の 4 の項の改正規定は公布の日から、同表 65 の 4 の項を同表 65 の 5 の項とし、同表 65 の 3 の項の次に加える改正規定は同年 1 月 1 日から施行する。

2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 47 号）附則第 5 条第 2 項及び第 28 条の規定によりなお従前の例によることとされる勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮に係る事務については、改正前の別表 120 の項の規定の例により、同項右欄に掲げる市町村が処理するものとする。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日条例第 20 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日条例第 44 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

<p>1 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第9条の5第1項の規定により、市町村の区域内に新たに土地を生じたことを確認した旨の届出を受理すること。</p> <p>(2) 法第9条の5第2項の規定により、市町村の区域内に新たに土地を生じたことを確認した旨を告示すること。</p>	<p>市町村</p>
<p>1の2 火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。）及び火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第25条第1項の規定により、火薬類（煙火に限る。以下この項において同じ。）の消費を許可すること。</p> <p>(2) 法第25条第3項の規定により、同条第1項の許可を取り消すこと。</p> <p>(3) 法第43条第1項の規定により、火薬類の消費に関し、職員に製造所等に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、及び火薬類を収去させること。</p> <p>(4) 法第45条の規定により、火薬類の消費に関し、同条各号に掲げる措置をすること。</p> <p>(5) 法第46条第2項の規定により、火薬類の消費に関し、所有者及び占有者に対し、災害発生の日時等を報告させること。</p> <p>(6) 法第47条の規定により、火薬類の消費に関し、災害が発生したときに、現状を変更する旨の指示をすること。</p> <p>(7) 法第52条第1項の規定により、法第25条第1項の許可について公安委員会の意見を聴くこと。</p> <p>(8) 法第52条第2項の規定により、法第25条第1項、第3項及び第45条の処分について公安委員会及び海上保安庁長官に通報すること。</p> <p>(9) 法第52条第4項の規定により、火薬類の消費に関し、公安委員会及び海上保安庁長官からの必要な措置の要請を受理すること。</p> <p>(10) 法第52条第5項の規定により、火薬類の消費に関し、警察官からの通報を受理すること。</p> <p>(11) 省令第81条の14の規定により、省令第48条第1項の許可申請書及び火薬類消費計画書の記載事項の変更の届出を受理すること。</p>	<p>秦野市</p>
<p>1の3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第16条の2第2項の規定により、供給設備（特定供給設備に限る。）を修理し、改造し、及び移転すべきことを命ずること。</p> <p>(2) 法第36条第1項の規定により、特定供給設備の設置を許可すること。</p> <p>(3) 法第37条の2第1項の規定により、特定供給設備の位置等の変更を許可すること。</p> <p>(4) 法第37条の2第2項の規定により、特定供給設備の軽微な変更の届出を受理すること。</p> <p>(5) 法第37条の3第1項本文の規定により、特定供給設備の完成検査を行うこと。</p> <p>(6) 法第37条の3第1項ただし書の規定により、特定供給設備の完成検査を受け、基準に適合した旨の届出を受理すること。</p> <p>(7) 法第37条の3第2項の規定により、完成検査の結果の報告を受理すること。</p> <p>(8) 法第37条の7第1項の規定により、特定供給設備の許可を取り消し、及び使用の停止を命ずること。</p>	<p>秦野市</p>



<p>(9) 法第37条の7第2項の規定により、特定供給設備の使用停止を命ずる旨を一般消費者等に通知すること。</p> <p>(10) 法第38条の3の規定により、液化石油ガス設備工事をした旨の届出を受理すること。</p> <p>(11) 法第82条第1項の規定により、液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス設備士及び特定液化石油ガス設備工事事業者に対し(1)から(10)までに掲げる事務に関し、その業務又は経理の状況について報告をさせること。</p> <p>(12) 法第83条第1項の規定により、職員に(1)から(9)までに掲げる事務に関し、液化石油ガス販売事業者の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、及び液化石油ガスを取去させること。</p> <p>(13) 法第83条第3項の規定により、(1)から(10)までに掲げる事務に関し、職員に液化石油ガス販売事業者の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、及び液化石油ガスを取去させること。</p> <p>(14) 法第87条第1項の規定により、法第36条第1項及び法第37条の2第1項の許可、法第37条の2第2項及び法第38条の3の規定による届出並びに法第37条の7第1項の規定による許可の取消しについて、消防長に通報すること。</p>	
<p>1の4 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病医療費の支給に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>藤沢市及び茅ヶ崎市</p>
<p>1の5 児童福祉法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第59条の2第1項及び第2項並びに第59条の2の5第1項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p>	<p>市町村（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。）</p>
<p>2 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下この項において「法」という。）及び消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号。以下この項において「省令」という。）並びに法及び省令の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第10条第3項ただし書、法第12条第4項第2号及び第3号、法第40条第4項及び第8項、法第57条第1項、法第62条第2項、法第63条第1項ただし書、法第64条第2項、法第69条第1項並びに法第92条の2第1項及び第2項の規定により、知事に提出する書類（主たる事務所がその市町村の区域にあるものに係るものに限る。）を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(2) 法第12条第4項第2号及び第3号の規定により、知事に提出する書類（施設に係るものであって、当該施設がその市町村の区域にあるものに係るものに限る。）を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか法及び省令の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>市町村</p>
<p>2の2 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）及び旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号。以下この項において「省令」という。）に基づく次の事務（法第3条第1項の規定により一般旅券の発給を申請しようとする者が緊急に渡航する必要があると認められる場合における事務その他の規則で定める事務を除く。）</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定により、一般旅券の発給の申請を受理し、及び</p>	<p>相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町</p>

<p>知事に送付すること。</p> <p>(2) 法第3条第2項ただし書の規定により、申請者の身分上の事実を確認すること。</p> <p>(3) 法第3条第2項第2号の規定により、申請者の身分上の事実が明らかであると認めること。</p> <p>(4) 法第3条第3項の規定により、申請者が人違いでないこと等の確認及びその確認のため、書類の提示又は提出を求めること。</p> <p>(5) 法第8条第1項（法第10条第4項及び法第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、申請者の出頭を求めて一般旅券を交付すること。</p> <p>(6) 法第8条第3項の規定により、申請者の出頭を求めることなく一般旅券を交付すること。</p> <p>(7) 法第12条第1項の規定により、一般旅券の査証欄の増補の申請を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(8) 法第17条第1項及び第2項の規定により、一般旅券の紛失又は焼失の届出を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(9) 法第17条第3項の規定により、届出者が人違いでないこと等の確認及びその確認のため、書類の提示又は提出を求めること。</p> <p>(10) 法第19条第5項の規定により、一般旅券の返納を受理すること。</p> <p>(11) 法第19条第6項の規定により、返納を受けた一般旅券に消印をして還付すること。</p> <p>(12) 省令第3条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、申請者が出頭しない場合の申請の申出を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(13) 省令第3条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、出頭した者が申請者の指定した者であること等の確認のため、書類の提示又は提出を求め、及びその指定の事実の確認のため、資料の提示又は提出を求めること。</p> <p>(14) 省令第7条第5項（省令第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、申請者が指定した者の住所等の確認のため、書類の提示又は提出を求め、及びその指定の事実の確認のため、資料の提示又は提出を求めること。</p>	
<p>3 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第4条第1項の規定により、表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない販売業者（卸売業者を除く。以下この項において同じ。）に対し、表示事項を表示し、及び遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること（主たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにある販売業者に係るものに限る。）。</p> <p>(2) 法第4条第3項の規定により、同条第1項の指示に従わない販売業者があるときは、その旨を公表すること（主たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにある販売業者に係るものに限る。）。</p> <p>(3) 法第10条第1項の規定により、家庭用品の品質に関する表示が適正に行われていないため、一般消費者の利益が害されている旨の申出を受理すること（主たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにある販売業者に係るものに限る。）。</p> <p>(4) 法第10条第2項の規定により、同条第1項の規定による申出に係る必要な調査を行うこと（主たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにある販売業者に係るものに限る。）。</p> <p>(5) 法第19条第2項の規定により、販売業者から報告を徴し、及び職員</p>	<p>葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村</p>

<p>に店舗等に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させること（報告の徴収にあつては、主たる事務所及び店舗が一の町村の区域内のみにある販売業者に係るものに限る。）。</p>	
<p>3の2 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条、第31条の6及び第32条の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>市（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。）</p>
<p>3の3 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の6及び第32条の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>市（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。）</p>
<p>4 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務  (1) 法第40条第1項の規定により、特定製品の販売の事業を行う者に対し、その業務の状況に関し、報告をさせること。  (2) 法第41条第1項の規定により、職員に特定製品の販売の事業を行う者の事務所等に立ち入り、特定製品、帳簿、書類その他の物件を検査させること。  (3) 法第42条第1項の規定により、所有者及び占有者に対し、特定製品を提出すべきことを命ずること。</p>	<p>葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村</p>
<p>4の2 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務  (1) 法第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人（2以上の市町村の区域内に事務所を設置するものを除く。）の設立を認証すること。  (2) 法第10条第2項（法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人の設立等の認証の申請があつた旨等を公告し、又はインターネットの利用により公表し、及び法第10条第2項に規定する書類を縦覧に供すること。  (3) 法第12条第3項（法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、認証の決定をした旨又は不認証の決定をした旨及びその理由を通知すること。  (4) 法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、設立等の登記の届出を受理すること。  (5) 法第13条第3項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、設立等の認証を取り消すこと。  (6) 法第17条の3の規定により、仮理事を選任すること。  (7) 法第17条の4の規定により、特別代理人を選任すること。  (8) 法第18条第3号の規定により、不正の行為等の報告を受理すること。  (9) 法第23条第1項の規定により、役員の変更等の届出を受理すること。  (10) 法第25条第3項の規定により、定款の変更を認証すること。  (11) 法第25条第6項の規定により、定款の変更の届出を受理すること。  (12) 法第25条第7項の規定により、定款の変更に係る登記事項証明書を受理すること。  (13) 法第26条第1項の規定により、法第25条第4項の申請書を經由すること。  (14) 法第26条第3項の規定により、変更後の所轄庁に事務の引継ぎを行うこと。  (15) 法第29条の規定により、事業報告書等を受理すること。  (16) 法第30条の規定により、事業報告書等、役員名簿及び定款等を閲覧又は謄写させること。  (17) 法第31条第2項の規定により、解散を認定すること。</p>	<p>藤沢市</p>

<p>(18) 法第31条第4項の規定により、解散の届出を受理すること。</p> <p>(19) 法第31条の8の規定により、清算人の氏名及び住所の届出を受理すること。</p> <p>(20) 法第32条第2項の規定により、残余財産の譲渡を認証すること。</p> <p>(21) 法第32条の2第3項の規定により、裁判所から意見の求め及び調査の囑託を受けること。</p> <p>(22) 法第32条の2第4項の規定により、裁判所に対し、意見を述べること。</p> <p>(23) 法第32条の3の規定により、清算終了の届出を受理すること。</p> <p>(24) 法第34条第3項の規定により、合併を認証すること。</p> <p>(25) 法第41条第1項の規定により、特定非営利活動法人に対し、業務又は財産の状況に関し報告をさせ、及び職員に特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務又は財産の状況等を検査させること。</p> <p>(26) 法第42条の規定により、必要な措置を採るべきことを命ずること。</p> <p>(27) 法第43条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すこと。</p> <p>(28) 法第43条第2項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すこと。</p> <p>(29) 法第43条の2（法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人又はその役員について警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くこと。</p> <p>(30) 法第43条の3（法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人又はその役員について警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くこと。</p> <p>(31) 法第72条第2項の規定により、特定非営利活動法人の活動の状況に関する情報（(1)から(30)までに掲げる事務に関するものに限る。）を内閣総理大臣が整備するデータベースに記録すること。</p> <p>(32) 法第73条の規定により、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めること（(1)から(31)までに掲げる事務を処理するために必要があるときに限る。）。</p>	
<p>4の3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この項において「法」という。）及び認定子ども園の要件を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号。以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定により、幼稚園又は保育所等が要件に適合している旨を認定すること。</p> <p>(2) 法第3条第3項の規定により、連携施設が要件に適合している旨を認定すること。</p> <p>(3) 法第3条第8項の規定により、認定をしない旨及びその理由を申請者に通知すること。</p> <p>(4) 法第3条第9項の規定により、要件に適合していると認める施設を公示すること。</p> <p>(5) 法第7条第1項の規定により、認定を取り消すこと。</p> <p>(6) 法第7条第2項の規定により、認定を取り消した旨を公表すること。</p> <p>(7) 法第7条第3項の規定により、公示を取り消し、及びその旨を公示すること。</p> <p>(8) 法第8条第1項の規定により、施設の設置又は運営に関して認可その他の処分をする権限を有する地方公共団体の機関と協議すること。</p> <p>(9) 条例第2条の規定により、同条各号に定めるものを法第3条第1項に規定する要件として、(1)に掲げる事務を処理すること。</p>	<p>横浜市、川崎市及び相模原市（左欄(9)及び(10)に掲げる事務にあっては、川崎市及び相模原市に限る。）</p>

<p>(10) 条例第3条の規定により、同条各号に定めるものを法第3条第3項に規定する要件として、(2)に掲げる事務を処理すること。</p>	
<p>4の4 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下この項において「省令」という。)に基づく次の事務  (1) 省令の規定により、知事に提出する書類(児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設の設置の認可並びに当該児童福祉施設に係る変更の届出及び廃止又は休止の承認に係るものに限る。)を受理し、及び知事に送付すること。</p>	<p>市町村(横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。)</p>
<p>4の5 神奈川県青少年保護育成条例(昭和30年神奈川県条例第1号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく次の事務  (1) 条例第11条第2項の規定により、有害図書類の陳列の方法又は場所の変更その他必要な措置を勧告すること。  (2) 条例第11条第3項の規定により、勧告に従うべきことを命ずること。  (3) 条例第11条第4項の規定により、命令を受けた者の氏名等を公表すること。  (4) 条例第44条の規定により、県民及び青少年関係団体に協力を求めること。  (5) 条例第51条第1項の規定により、(1)から(3)までに掲げる事務に関し、営業所内に立ち入り、調査を行い、関係人から資料の提供を求め、又は関係人に対して質問する者を指定すること。  (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、南足柄市、葉山町、開成町、真鶴町及び湯河原町</p>
<p>4の6 特定非営利活動促進法施行条例(平成10年神奈川県条例第37号。以下この項において「条例」という。)に基づく次の事務  (1) 条例第2条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請書を受理すること。  (2) 条例第3条第2項の規定により、軽微な不備に該当することを確認すること。  (3) 条例第6条第1項の規定により、定款の変更の認証申請書を受理すること。  (4) 条例第6条第2項の規定により、定款の変更の届出書を受理すること。  (5) 条例第9条の規定により、閲覧又は謄写の用に供する書類を受理すること。  (6) 条例第10条第2項の規定により、同条第1項の閲覧所以外の場所において謄写をさせること。  (7) 条例第11条の規定により、成功の不能による解散の認定申請書を受理すること。  (8) 条例第12条の規定により、残余財産の譲渡の認証申請書を受理すること。  (9) 条例第13条第1項の規定により、合併の認証申請書を受理すること。</p>	<p>藤沢市</p>
<p>4の7 土地改良法(昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。)及び土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下この項において「政令」という。)に基づく次の事務(一の市町村の区域を超えない地域をその施行に係る地域又は土地改良区の地区とする土地改良事業に係るものに限る。)  (1) 法第6条第2項(法第48条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、あっせん又は調停をなすべき旨の申請を受理すること。  (2) 法第6条第3項(法第48条第8項において準用する場合を含む。)の規</p>	<p>横浜市及び相模原市</p>

- 定により、あつせん及び調停を行うこと。
- (3) 法第7条第5項(法第48条第9項、法第52条第9項(法第53条の4第2項(法第96条において読み替えて準用する場合を含む。)(6)、(8)及び(27)から(29)までにおいて同じ。))及び法第96条において準用する場合を含む。)、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合を含む。の規定により、専門的知識を有する職員の援助の請求を受理すること。
- (4) 法第8条第1項(法第48条第9項及び法第95条第3項において準用する場合並びに法第95条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定により、土地改良事業計画及び定款(法第95条の2第3項において準用する場合にあっては、規約)の審査を行つて適否を決定し、その旨を申請人に通知すること。
- (5) 法第8条第2項(法第48条第9項、法第56条第5項、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合を含む。))の規定により、専門的知識を有する技術者からの報告を徴すること。
- (6) 法第8条第6項(法第48条第9項及び法第95条第3項において準用する場合並びに法第52条の2第4項(法第53条の4第2項及び法第96条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))及び法第95条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定により、申請を適当と決定した旨を公告し、その決定に係る土地改良事業計画書及び定款(法第52条の2第4項において読み替えて準用する場合にあっては換地計画書、法第95条の2第3項において読み替えて準用する場合にあっては土地改良事業計画書及び規約)の写しを縦覧に供すること。
- (7) 法第9条第1項(法第48条第9項、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合を含む。))の規定により、利害関係人からの異議の申出を受理すること。
- (8) 法第9条第2項(法第48条第9項、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合並びに法第52条の3第2項(法第53条の4第2項及び法第96条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))において読み替えて準用する場合を含む。))の規定により、専門的知識を有する技術者(法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合にあっては、法第52条第4項に掲げる者)の意見を聴き、異議の申出について決定すること。
- (9) 法第9条第4項(法第48条第9項、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合並びに法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定により、土地改良区の設立(法第48条第9項及び法第95条の2第3項において準用する場合にあっては土地改良事業計画の変更等、法第95条第3項において準用する場合にあっては土地改良事業、法第52条の3第2項において読み替えて準用する場合にあっては換地計画)の認可の申請を却下すること。
- (10) 法第10条第1項(法第48条第9項、法第95条第3項及び法第95条の2第3項において準用する場合を含む。))の規定により、土地改良区の設立(法第48条第9項及び法第95条の2第3項において準用する場合にあっては土地改良事業計画の変更等、法第95条第3項において準用する場合にあっては土地改良事業)を認可すること。
- (11) 法第10条第3項の規定により、土地改良区が成立した旨を公告すること。
- (12) 法第18条第16項(法第68条第4項において準用する場合を含む。))の規定により、役員(法第68条第4項において準用する場合にあっては、清算人。(13)において同じ。))の氏名等の届出及び変更の届出を受理すること。
- (13) 法第18条第17項(法第68条第4項において準用する場合を含む。))の規定により、役員(法第68条第4項において準用する場合を含む。))の氏名等の届出又は変更の届出があつた旨を公告すること。
- (14) 法第19条の4第3号の規定により、違反事項等に係る報告を受理する







































































































































